

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

※本計画における対象地域（以下、「函館東商工会地域」という。）は、平成16年に函館市に編入された旧戸井町（戸井地区）、旧恵山町（恵山地区）、旧榎法華村（榎法華地区）、旧南茅部町（南茅部地区）のエリアとする。



【函館東商工会地域の地勢・気象】

函館東商工会地域は、函館市の北東部から南東部にかけて位置し、市域677.87k㎡のうち、330.73k㎡で48.8%を占めている。地勢は、袴腰岳から毛無山に連なる山並みや活火山である恵山を有し、海岸線の背後には急峻地形が迫っているという地理的特性を有している。

函館市小安町（戸井地区）から岩戸町（南茅部地区）まで約66kmに渡り、海岸線に沿って広がっており、目の前は海、すぐ後ろは山になっている地形が多く、開けた土地が少ない。主要交通路は、戸井地区から南茅部地区の主に海岸線沿いを通る国道278号と、内陸部を通り函館市松風町と函館市川汲町（南茅部地区）を結ぶ北海道道83号（函館南茅部線）がある。

気候は、津軽海峡に突き出た地形のため海洋性気候であり、夏の酷暑や冬の厳寒はなく、北海道のなかでは年間の気温較差が小さく温暖である。夏季は30℃を超えるのは平均で概ね4日以下であり、冬季の積雪は例年1~2月にかけて最大となるが、2月の平均が41cmで、気温は最も寒い1月でも月平均気温がマイナス10℃より下がったことはない。

(1) 地域の災害リスク

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道による、当商工会地域の地すべり・土石流・傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は、下記表のとおりで広範囲に点在している。

これによると、特別警戒区域には小規模事業者が13者（戸井地区0者、恵山地区7者、榎法華地区3者、南茅部地区3者）あり、特に対策が必要とされている。

【土砂災害（特別）警戒区域指定状況（令和3年10月1日指定現在）】

(単位：箇所)

	戸井地区	恵山地区	榎法華地区	南茅部地区	合計
地すべり	1	1	0	1	3
土石流	19	29	7	50	105
傾斜地の崩壊	54	39	9	72	174
合計	74	69	16	123	282

(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)



土砂災害警戒区域等の指定状況
および基礎調査結果

(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(津波：函館市津波ハザードマップ)

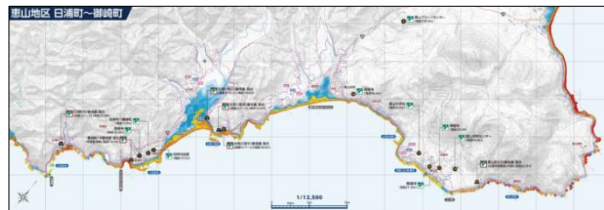
函館市津波ハザードマップの地区別マップによると、海岸線に沿って市街地が形成されていることから、当商工会地域のほぼ全域が津波に対する大きなリスクを背負っている。

浸水域は地域全体の沿岸部に広がっており、最大浸水深が10mを超える箇所も多いことから警戒が必要である。 ※ 令和3年7月 北海道が新たな津波浸水想定を公表。

【戸井地区 (小安町～原木町)】



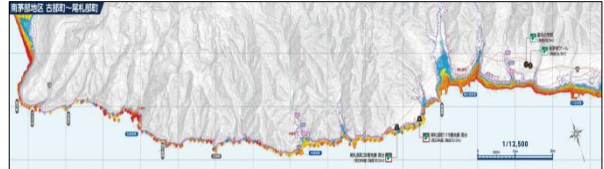
【恵山地区 (日浦町～御崎町)】



【榎法華地区 (恵山岬町～銚子町)】



【南茅部地区 (古部町～尾札部町)】



【南茅部地区 (川汲町～岩戸町)】



(出典：函館市津波ハザードマップ)

(地震：函館市地域防災計画・地震ハザードステーション (J-SHIS))

函館市に影響を及ぼす可能性のある地震は、函館市地域防災計画(令和元年12月改訂版)によると、以下の3地震が想定されている。そのうち、函館東商工会地域における最大震度は太平洋の地震で、恵山地区では震度6強(M6.0)であり、他の3地区においても震度6弱が想定されている。

【函館市の想定地震】

①日本海東縁部の地震	M8.0	(略称：日本海の地震)
・北海道南西沖地震(1993年)の近傍		
②太平洋の地震	M8.3	
・三陸沖北部		
③活断層を震源とする内陸直下型の地震	M6.6	
・函館平野西縁断層帯(渡島大野断層、富川断層)		

(出典：函館市地域防災計画)

【地区別最大震度】

(単位：震度)

想定震度	西部	中央部	東中央部	北東部	北部	戸井	恵山	楯法華	南茅部
①日本海 最大震度	6弱 (5.6)	6弱 (5.6)	6弱 (5.6)	6弱 (5.8)	6弱 (5.8)	5強 (5.4)	6弱 (5.5)	5強 (5.2)	6弱 (5.5)
②太平洋 最大震度	6弱 (5.8)	6弱 (5.7)	6弱 (5.8)	6弱 (5.9)	6弱 (5.9)	6弱 (5.8)	6強 (6.0)	6弱 (5.6)	6弱 (5.7)
③直下型 最大震度	6強 (6.1)	6強 (6.1)	6弱 (5.8)	6強 (6.2)	6強 (6.4)	5強 (5.3)	5強 (5.3)	5弱 (4.8)	5強 (5.4)

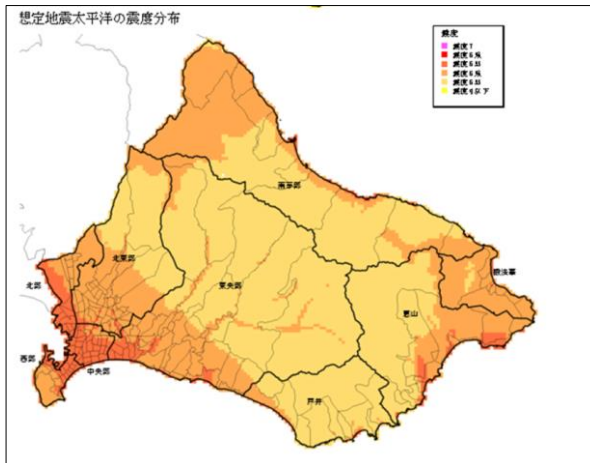
※ () はマグニチュード

(出典：函館市地域防災計画)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は高いところで6%~26%程度とされているが、平成28年6月には、内浦湾を震源とする規模5.3(マグニチュード)の強い地震が発生し、南茅部地区では最大震度6弱を観測しており、警戒は必要である。

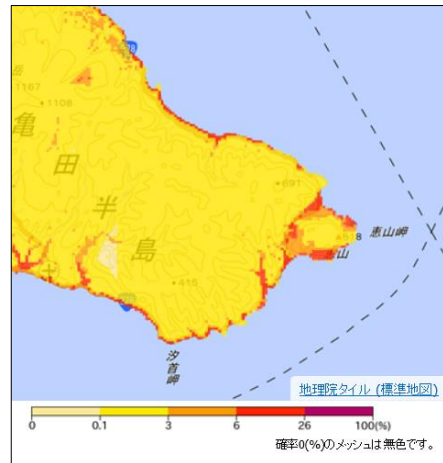
また、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、ブラックアウトが発生しており、当商工会地域でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少するなどの被害を受けたことを考慮すれば、災害発生時に被害を最小限に防止するための対策が必要である。

【太平洋を震源とした最大震度予想図】



(出典：函館市地域防災計画)

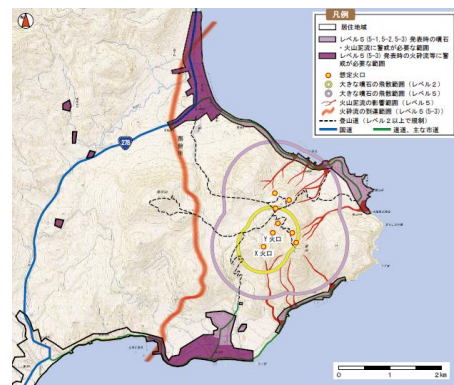
【今後30年間の地震リスク】



(出典：地震ハザードステーション)

(火山災害：函館市地域防災計画・恵山火山防災ハンドブック [函館市])

恵山地区と楯法華地区に跨る活火山「恵山」は、溶岩ドーム群の活動と水蒸気噴火を繰り返し、現在ドームの西麓では、2つの爆裂火口があり活発な噴気活動が見られる。急峻な地形であるため、噴火や強雨による泥流・土石流が発生しやすく、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。火口周辺や過去に泥流が発生した地域には観光施設等があり、防災上配慮が必要とされている。



(出典：恵山火山防災ハンドブック [函館市])

(その他)

当商工会地域においては、人命に関わる大災害は近年起きていないものの、暴風・大雨に見舞われることが多くなってきている。令和3年においても大雨の影響により国道278号、道道83号の通行止めが発生し、往来や物流が寸断されるなど、小規模事業者の事業活動に影響を与えた災害が発生しているため、警戒と対策は必要である。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	被害状況
H28. 1. 18	風雪害	低気圧による暴風雪 波浪による被害	人的被害：軽傷1人 住宅・非住宅被害：床下浸水3棟、一部破損5件 その他：漁船被害4件等 【注】被害は、恵山地区・南茅部地区の状況
H28. 6. 16	地震	内浦湾の地震による被害	震度6弱：川汲町（南茅部地区） 震度5弱：泊町（戸井地区） 震度4：尾札部町（南茅部地区）、新浜町（楸法華地区）、日ノ浜町（恵山地区） 人的被害：軽傷1名 住宅・非住宅被害：住宅一部破損2棟、非住宅一部破損11棟 その他：2件
H28. 8. 30	風害	台風10号による風害	住宅・非住宅被害：全壊28棟、半壊4棟、一部損壊445棟 農林施設被害：営農施設35件、その他9件 水産施設被害：漁港・漁船26件、共同利用施設23件、その他6件 土木施設被害：公園・緑地11件、港湾6件 など 【注】被害は、函館市全域の状況
H30. 9. 6	地震	北海道胆振東部地震による被害	震度5弱：新浜町（楸法華地区） 震度4：泊町（戸井地区）、日ノ浜町（恵山地区）、尾札部町・川汲町（南茅部地区） 人的被害：軽傷10人 住宅・非住宅被害：半壊1棟、一部破損10棟 ※地震の影響により全道的なブラックアウトがおき、数日間の長期停電が発生した。 【注】被害は、函館市全域の状況

(出典：函館市地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ウイルスに対する免疫を獲得していない場合には、急速な蔓延による大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 317人（独自データ）
- ・小規模事業者数 267人（独自データ）

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	68	67	地域内の主に沿岸部に多く、広く分散している。
	製造業	49	35	
	卸売業	5	5	
	小売業	87	70	
	飲食業・宿泊業	28	26	
	サービス業・その他	80	64	
	合計	317	267	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

項目	年月	備考
函館市防災会議条例	S38. 1	
函館市地域防災計画	S38. 12	令和元年12月 第12回改訂
函館市防災総合訓練 (住民参加型)	H29. 10	戸井西部総合センター（戸井地区）※土砂災害を想定
	R 2. 11	柏野会館（恵山地区）※恵山火山噴火を想定

防災備品の備蓄 (主なもの)	【戸井地区】【恵山地区】【椴法華地区】【南茅部地区】 アルファ米、缶詰 ^ハ 、水、発電機、ストーブ、毛布、簡易トイレ 等	
新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定	H26. 4	

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
災害復旧貸付制度の周知	H30. 11	広報誌記事掲載（北海道・日本政策金融公庫）
BCP 策定セミナー開催	R 2. 2	小規模事業者 5 者受講
リスク補償制度の周知	随時	巡回時等でパンフレットを配付
リスク管理共済・保険の周知	随時	巡回時等でパンフレットを配付

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知としては、予防接種の推奨、体調不良者を出社させないルール作りなどや、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄などの必要性の周知、リスクファイナンス対策としての保険の必要性の周知は十分になされていない。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R4	R5	R6	R7	R8
建 設 業	6 8	6 7	3	2	3	2	3
製 造 業	4 9	3 5	1	2	1	2	1
卸 売 業	5	5	0	0	0	0	0
小 売 業	8 7	7 0	1	1	1	1	1
飲食業・宿泊業	2 8	2 6	1	0	1	0	1
サービス業・その他	8 0	6 4	2	3	2	3	2
合 計	3 1 7	2 6 7	8	8	8	8	8

※上記策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、土砂災害特別警戒区域に位置する小規模事業者（13 者）を優先し、土砂災害警戒区を含む小規模事業者（40 者）が、本計画期間において策定するよう設定した。

なお、2 期目以降は、事業者への浸透を図ったうえで、目標値を上げながら概ね 4 期（20 年）程度で全小規模事業者の策定を目指す。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価会議に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

函館市	函館東商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と提携している損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	68	67	3	2	3	2	3	3	2	3	2	3
製造業	49	35	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1
卸売業	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小売業	87	70	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食業・宿泊業	28	26	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
サービス業・その他	80	64	2	3	2	3	2	2	3	2	3	2
合計	317	267	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

- ・事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当市地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	函館市防災訓練に合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	函館市経済部経済企画課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当市経済部経済企画課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・函館市災害対策本部の方針に従い、当市経済部経済企画課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配 備 の 時 期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・ 市内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき ・ 予想されない重大な災害が発生したとき ・ 気象特別警報が発表されたとき 	全 職 員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・ 市内に震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・ 市内に震度 4 の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・ 本計画により、当商工会と当市は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～4 週間	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

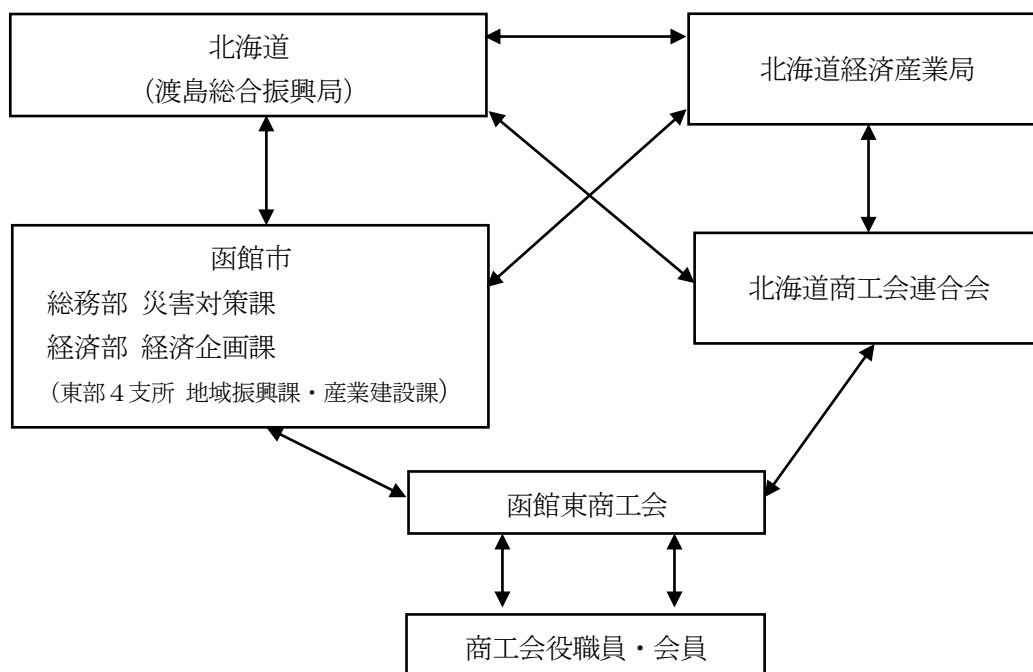
- ・ 当市で取りまとめた「函館市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年 4 月策定）」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・ 二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・ 当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたは F A X 等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ市と定めた方法により確認する。
- ・ 当商工会と当市が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、渡島総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・ 被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ市と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当市と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・函館市の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、函館市・函館東商工会の広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 関係市町村

■函館市 経済部 経済企画課

〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号 (本庁舎3階)

Tel : 0138-21-3312

Fax : 0138-27-0460

E-mail : kinyuu@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市戸井支所 産業建設課 〒041-0305 北海道函館市館町3番地1 TEL : 0138-82-2115 FAX : 0138-82-2917 E-mail: toi-sangyokensetsu@city.hakodate.hokkaido.jp	函館市恵山支所 産業建設課 〒041-0525 北海道函館市日ノ浜町127番地 TEL : 0138-85-2336 FAX : 0138-85-2658 E-mail: esan-sangyo@city.hakodate.hokkaido.jp
函館市榎法華支所 産業建設課 〒041-0611 北海道函館市新浜町156番地1 TEL : 0138-86-2111 TEL : 0138-86-2837 E-mail: tod-sanken@city.hakodate.hokkaido.jp	函館市南茅部支所 産業建設課 〒041-1611 北海道函館市川汲町1520番地 TEL : 0138-25-5118 TEL : 0138-25-5110 E-mail: mi-sanken@city.hakodate.hokkaido.jp

■函館市 総務部 災害対策課

〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号 (本庁舎6階)

Tel : 0138-21-3648

Fax : 0138-27-6489

E-mail : bousai@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市戸井支所 地域振興課 〒041-0305 北海道函館市館町3番地1 TEL : 0138-82-2111 FAX : 0138-82-2917 E-mail: toi-chiiki@city.hakodate.hokkaido.jp	函館市恵山支所 地域振興課 〒041-0525 北海道函館市日ノ浜町127番地 TEL : 0138-85-2331 FAX : 0138-85-2658 E-mail: esan@city.hakodate.hokkaido.jp
函館市榎法華支所 地域振興課 〒041-0611 北海道函館市新浜町156番地1 TEL : 0138-86-2111 TEL : 0138-86-2837 E-mail: todohokke@city.hakodate.hokkaido.jp	函館市南茅部支所 地域振興課 〒041-1611 北海道函館市川汲町1520番地 TEL : 0138-25-5111 TEL : 0138-25-5110 E-mail: mi-chiiki@city.hakodate.hokkaido.jp

4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	130	130	130	130	130
・ セミナー開催費	70	70	70	70	70
・ その他対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。